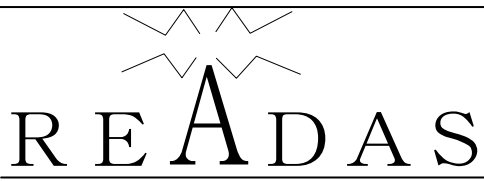


第 4375 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 11月 30日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 過年度遡及会計基準

Q：過年度遡及会計基準とはどのようなものなのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

過年度遡及会計基準とは、平成21年12月4日に企業会計基準委員会から公表されたもので、平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用されることとなっているもので、次の区分に応じ次のとおり取り扱うこととされています。

- ①会計方針の変更・・・遡及処理する
- ②表示方法の変更・・・遡及処理する
- ③会計上の見積りの変更・・・遡及処理しない
- ④過去の誤謬の訂正・・・遡及処理する

ところで、この会計基準による遡及処理をした場合の税務処理ですが、この過年度遡及会計基準に基づく遡及処理は、過去に確定した決算を修正するものではありませんので、遡及処理をした場合でも、その過年度の確定申告において誤った課税所得の計算を行っていたのでなければ、過年度の法人税の課税所得金額や税額に影響を及ぼさないのですが、一定の場合には、利益剰余金の前期末残高と当期首残高が一致しないことがあることから、その場合には、当期の法人税申告書別表において所要の調整を行う必要があります。

なお、過年度の売上の計上漏れなどは、誤った課税所得計算ですので、過年度の申告の修正が必要になります。

